

商店街振興組合法が改正されました

平成18年6月9日、中小企業等協同組合法等とともに、商店街振興組合法が改正されました。

新しい商店街振興組合制度が平成19年4月1日から開始されますのでご注意ください。



Q 1 : 今回の商店街振興組合法の改正は、全ての商店街振興組合に影響がありますか？

(答)

1. 今回の商店街振興組合法の改正は、**すべての商店街振興組合及び商店街振興組合連合会**（以下「商店街振興組合等」という。）に関するものです。

Q 2 : 今回の商店街振興組合法の改正の概要は、どのようなものですか？

(答)

1. 今回の改正は、**①商店街振興組合等の運営に関する制度の全面的な見直し**、**②共済事業の制限**を行うものです。
2. 上記の①については**会社法と類似の制度**が導入されています。ただし、**組合員数が一定数を超えるか否か**で、導入される制度が異なりますのでご注意ください。なお、一定数とは政令で**1,000人**と定めています。

組合員数の数え方は、組合と連合会で異なります。組合は、その組合に加入している組合員の総数ですが、連合会の場合は、その連合会に加入している会員組合の組合員の合計です。



Q 3 : 全ての商店街振興組合等に関する制度の変更点は何ですか？

(答)

1. 全ての商店街振興組合等に関する主な制度の変更点は、以下の5つです。

(1) 役員の任期が変更されます。

- ・ 理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「**2年以内**で定款で定める期間」に変更されます。
- ・ 監事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「**4年以内**で定款で定める期間」に変更されます。
- ・ **上記の任期変更は、役員の改選時期によって適用される時期が異なりますのでご注意ください。**

(2) 理事による利益相反取引が制限されます。

- ・ これまで理事は、組合と直接契約する場合のみ理事会の承認が必要とされてきました。
- ・ 平成19年4月1日以降は、理事が、「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等、組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後に重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

利益相反取引として、他に、組合が第三者とする理事の債務引受契約や、組合の不動産に理事を債務者とする抵当権などを設定する契約なども該当します。



(3) 監事・組合員の権限が拡大されます。

- ・ これまで監事は、会計監査のみを行うこととされていましたが、今後監事は、原則として会計監査に加え、業務監査も行うこととされています。
- ・ **ただし、組合員数が1,000名以下の場合は、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うとすることも可能です。**
- ・ **上記の変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。**
- ・ さらに、理事会の招集請求権の付与等**組合員の権限が強化**されます。

(4) 決算関係書類等に関する手続きが明確化されました。

- ・ これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていました。
- ・ 今後、①**決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない**、②**理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知と共に組合員に提供しなければならない**、③**組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない**、とされています。
- ・ **決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知と共に決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等についてご確認下さい。**

省令で、組合の財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案等の表示区分を明確化する予定です（現在、省令の制定手続中です。）。



(5) 会計帳簿等の保存が義務付けられます。

- ・ 会計帳簿及び事業に関する重要な資料については、会計帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務付けられました。

Q4：組合員数が1,000名を超えると、導入される制度が異なるのですが、具体的にどのように異なる制度となりますか？

(答)

1. 組合員数が1,000名を超えると、Q3の回答にある制度に加え、以下の制度が導入されることとなります。**なお、商店街振興組合連合会においては、その会員である組合の組合員の合計が1,000名を超えた場合に、以下の制度が導入されます。**

(1) 監事による業務監査が義務となります。

- ・ Q3にもあるように、組合員数が1,000名以下の場合、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うとすることも可能とされています。他方で、組合員数が1,000名を超える組合の監事は、**必ず業務監査を行うことが必要となります。**
- ・ **監事の権限強化は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。**
- ・ **現在の定款の監事の権限が、会計に限定する内容となっている場合は、定款変更をする必要がありますので、ご注意ください。**

(2) 監事のうち最低1名は組合員以外の者であることが必要となります。

- ・ 組合員数が1,000名を超える場合、監事のうち最低1名は組合員以外の者（員外監事）であることが必要となります。この場合の組合員以外の者とは、「組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人」以外の者であって、かつ、就任前5年間に当該組合等の理事、使用人などでなかった者が該当します。
- ・ **員外監事の設置義務は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。**

会計監査権限は、決算書が正しく作成されているか、帳簿に記載漏れや事実と反する記載がないか、利益処分案に違法性がないかなどをチェックする権限で、業務監査権限は、理事の業務に関して、法令や定款の規定、総会の決議などに違反していないかなどをチェックする権限です。



(3) 資産の運用先が限定されます。

- ・ これまでは、資産の運用先について特段の制限はありませんでした。
- ・ 今後、**組合員数が1000名を超える組合においては、資産の運用先に制限が設けられることとなったので、ご注意ください。**運用が可能なものとしては、預貯金、国債、地方債、一定の安全性が確保された有

価証券となっています。

- ・ なお、平成19年4月1日時点で保有している資産が、法令上認められない運用先であった場合には、3年間でその資産を処分することが必要となります。

運用可能な有価証券の具体的な内容については、省令で「特別の法律により法人の発行する債券及び金融債」や「日本銀行及び商工組合中央金庫が発行する出資証券」を定める予定です（現在、制定手続き中です）。



Q5：共済事業が制限されるとありましたが、共済事業とは何ですか？ また、どのように制限されるのですか？

（答）

1. 商店街振興組合が、組合員から事前に資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当することとなります。
2. **今後、組合員に対して支払う金額（共済金）が10万円を超える共済契約は、禁止されることとなりますのでご注意ください。**

共済事業には、小規模企業共済制度の復託団体として行う共済掛金の收受や、生命保険会社等と契約する団体保険のあっせん等は含まれません。

